

大阪市告示第495号

次の施設について、大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和6年4月8日（月）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和7年1月5日（日）

（こども青少年局企画部青少年課）